

災害時の備え

ホームガス課 上田 耕也

昨年末、政府は日本海溝・千島海溝沿いでマグニチュード9級の巨大地震が起きた場合、東北や北海道など太平洋沿岸で最大19万9,000人が死亡するとの被害想定を公表しました。

このうち東北は青森、岩手、宮城、福島4県で6万1,300人に上る。死者はほとんどが津波によるものです。当地域でも今後30年以内の南海地震発生確率が70%程度と高い確率で大きな地震が発生する可能性があります。

伊賀市に於いては津波の心配はありませんが、家屋倒壊、土砂崩れなど、いつ被災してもおかしくない状況にあります。

そんな中、皆様は災害時の備えは万全でしょうか？

私自身は、「自宅には井戸水があり、食料は備蓄米がある」「キャンプが趣味のため、カセットコンロや家屋が倒壊した際にはテントがある」と、本格的な備えはしていませんでした。

そこで今回は、大災害が起こった際どれ位食品の備蓄品が必要なのかを改めて紹介したいと思います。

「災害時の食料備蓄」と聞いた時、 どのようなイメージを持たれるでしょうか？

「何から始めればいいのかわからない」「毎日忙しくてやる余裕がない」「一度やってみただけでなかなか続かない」など、ついつい先延ばしにして考えがちではないでしょうか。

大きな災害が発生した際、物流機能が停止し、スーパーマーケットやコンビニの店頭での食品が手に入りにくくなります。または電気・水道・ガス等のライフラインが停止した場合、日常生活とかけ離れた環境で生活しなければなりません。

過去の経験から、災害発生からライフライン復旧まで1週間以上要するケースが多く見られます。災害支援物資が3日以上到着しない事や物資機能停止によって1週間は食料品が手に入らないと予想されます。そのため3日から1週間×人数分の食品備蓄が望ましいと言われています。

① 備蓄する食品の選び方

日常使いしている食材の中で、常温で日持ちするものをリストアップする。備蓄用にと特別に買い揃えなくても、缶詰、インスタント食品、パスタ類、調味料、乾物、根菜類など、家にある日持ちする食材は意外に多いものです。

災害時、冷蔵庫が使えないことを前提に、家族が1週間生命をつなげる最低限の食材のストックとして数を補充し、その他必要なものを買い足す。

災害直後は、電気・ガス・水道等のライフラインが止まることを想定し、火や水が使えない状態でも食事ができるよう、常温保存ができ調理しなくてもすぐに食べられる食品を多めに用意する。

飲料水は1人1日3リットルあると安心です。ペットボトルや、ウォーターサーバーの水を多めにストックしておきましょう。

● 4人家族の場合（36リットル=ボトル3本の備蓄水）



② 不足しがちな栄養がとれる代用食品を考える

常温で日持ちするものに限ると、緑黄色野菜に多いビタミンAやビタミンC、肉や魚から摂取できるたんぱく質の不足が心配されます。ビタミンAやCは野菜ジュース、果物のジュース、缶詰など、たんぱく質は肉や魚の缶詰、肉や魚を使ったレトルト食品、豆や高野豆腐などの植物性たんぱく質を、意識的に備蓄リストに加える。

③ 家族の年齢や嗜好を考慮する

災害時は不便な生活と緊張感で食欲が落ちがちです。しかし、必要な栄養をとらないと、体が弱ってしまいます。

高齢者や子どもは特に注意が必要です。乳幼児や高齢者、食物アレルギーがある方などのケアが行き届かない可能性が高いので、それぞれの家庭に合わせたストックを自分で用意することが必要です。

電気もガスも使えない時は、唯一の熱源としてカセットコンロは欠かせません。カセットボンベの予備とともに備えておきましょう。

いつ起こってもおかしくない大災害です。既に用意されている方は再度見直しを、まだ用意されていない方は今回を機に思い切って準備をして下さい。

アポロ新聞

中部近畿産業保安監督部長表彰 を受賞して

代表取締役社長 家喜 正治

いささか手前味噌で恐縮ですが、当社が表彰を受賞した報告をさせていただきます。

昨年の11月17日に開催されました第35回中部高圧ガス保安大会に於いて、当社は優良製造所として中部近畿産業保安監督部長表彰を受賞しました。

アポロ新聞の読者の皆さまには、中部近畿産業保安監督部はあまりなじみの無い組織と思います。

産業保安監督部とは経済産業省の地方支分部局の一つで、経済産業省のホームページにて公開されているパンフレットには、使命として「電気・ガス・鉱山・高圧ガス・火薬類等の産業保安関係法令の厳正な執行と、情報提供等による自主保安の推進・支援業務を通じ『国民の安全の確保』と『環境

の安全』を計ります」とあります。

全国に九つの部・支部・事務所があり、そのうちの一つが中部近畿産業保安監督部となります。

私どもはLPガスの充填及び販売に従事しており、「高圧ガス保安法」と「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（液石法）の、主に二つの法律遵守を運営の拠り所としています。

今回の表彰は優良製造所としての表彰なので、「高圧ガス保安法」に規定されている当社の充填所及びそれに係る諸々の事象を評価して頂いたこととなります。（三重・愛知・岐阜・石川・富山から今回二製造所表彰された中の一つ）

ここで優良製造所とありますが、一般に「製造」とは、原料を加工して製品にすることなどをいいますので、高圧ガスの製造所という言葉聞いて私どもが高圧ガス（LPガス）を自社で何らかの原料を用いて作っているのではないかと読者の皆さまは考えるのではないのでしょうか。

ところが、「高圧ガス保安法」に定められる「高圧ガスの製造」とは一般的な製造では無く、

（1）圧力を変化させる場合、（2）状態を変化させる場合、（3）容器に充填する場合の三通りと定められています。

従って、当社で行っている充填作業は高圧ガスの製造にあたりますので、充填所は製造所ということになるからです。

私どもの充填所は決して大きな規模ではありませんし、社員の数も多くはありません。

しかしながら「災害の防止」に関しては、大手業者に負けないように、大手業者とはひと味違うアプローチで、日々の活動に取り組んでおります。

今回の受賞は、その積み重ねと関係各位のご協力によって得られたものであると考えております。

ただ、「災害の防止」にはゴールは無く、これで歩みを止めるわけには行きません。

これを励みとして、現状に甘んじることなく更なる高みを目指し、引き続き全社員が一丸となってこの地域の皆さまに安全・安心を提供し続けることが出来ますように、気持ちを引き締めて参ります。

これからも、皆さま方の変わらぬお引き立てを賜りますよう、心からお願い申し上げます。（文中敬称略）